衆議院議員 山下貴司 の当選後の足跡

平成24年12月 衆議院議員 初当選 平成26年12月 衆議院議員 当選(2回目)

平成29年8月~平成30年10月 法務大臣政務官 兼 内閣府大臣政務官(第3次安倍第3次改造内閣、第4次安倍内閣)

平成29年10月 衆議院議員 当選(3回目) 法務大臣(第4次安倍改造内閣) 平成30年10月

| 平成30年10月 | 法務大臣(第4次安倍改造内閣) | | | |
|---|--------------------------------------|------------------------------------|--|---|
| | 国会・内閣 | | | 議員立法等 |
| | 【厚生労働委員会】 | 【憲法審査会】 | 【科学技術・イノベーション推進特別委員会】 | |
| 1期目 平成24年12月16日 ~ 平成26年11月21日 | 平成25.1~平成26.11 | 平成25.1~平成26.11 | 平成25.1~平成26.11 | 平成25.12.4 原発損害賠償時効延長法 平成25.12.5 改正研究開発力強化法 |
| | | | | 平成26.11.19 空家対策特別措置法 平成26.11.19 リベンジポルノ防止法 |
| | 【厚生労働委員会】 | 【憲法審査会】 | 【科学技術・イノベーション 推進特別委員会】 | |
| | 平成26.12~平成27.1 | 平成26.12~平成29.8 | 平成26.12~平成27.1 | |
| | 【法務委員会】 平成27.1~平成27.12 | ※政治倫理の確立及び公職選 挙法 改正に関する特別委員会 | 【予算委員会】 平成27.1~平成29.8 | 平成27.9.9 公認心理師法 |
| o #0 🗆 | (平成27.6~理事) | 平成27.1~平成28.8 平成28.9~平成29.8 | 十成27.11 4 十成23.0 | |
| 2期目 平成26年12月14日 ~ | 【厚生労働委員会】 平成27.12~平成29.8 | | | 平成28.6.1 国外犯罪被害者弔慰金支給法 |
| 平成29年9月28日 | | | | 平成28.12.6 改正ストーカー規制法 平成28.12.7 再犯防止推進法 |
| | 法務大臣政務官兼内閣府大臣政務官 (平成29.8~平成30.10) | | | |
| 3 期目 平成29年10月22日 ~ 令和3年10月14日 | | | | 平成30.12.8 チケット不正転売禁止法 |
| | | | | 《法務大臣在任中の法改正》 ・平成30.12.8 出入国管理及び難民認定法等改正法 |
| | 法務大臣 | | | •令和元.5.10 民事執行法等改正法 |
| | (平成30.10~令和元.9) | | | ・令和元.5.17 表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律 ・令和元.6.6 司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律 |
| | | | | ・令和元.6.7 民法等の一部を改正する法律(特別養子制度関係)など(閣法計9本成立) |
| | 【法務委員会】 令和元.9 ~令和2.9 | 【憲法審査会】 令和元.9 ~令和2.9 | 【政治倫理の確立及 び公職選挙法改正に 関する特別委員会】 令和元.9~令和2.9 | |
| | | 法審査会】 【安全保障和2.10 ~ 会】 | する特別委員会】 | |
| | 【経産委員会】 【憲法審査会】 | | | |
| 4 # 0 □ | [###P 4] | | | 令和4.6.15 AV出演被害防止·救済法 |
| 4期目 ^{令和3年11月} ~ | 【 経産委員会 】 令和4.9~ | 【 法務委員会 】 令和4.9~ | 【憲法審査会】 令和4.9~ | |
| | | | | |
| | | | | |

【学歴】

岡山市立宇野小学校 岡大附属中学校 岡山操山高校 東京大学法学部 米国コロンビア大学ロースクール (フルブライト奨学生)

【経歴】 平成元年司法試験合格(司法修習44期) 平成4年検事任官 検事(東京地検特捜部、東京・横浜・盛岡・鳥取) 在ワシントン日本大使館一等書記官兼法律顧問 法務省国際刑事企画官として条約交渉を担当 慶應義塾大学法学部講師 司法試験考査委員(憲法) 平成22年末、法務省を退官 同年、公募により自民党岡山2区支部長に就任

【役職等】

■自民党

副幹事長/党改革実現本部事務局長/憲法改正 実現本部事務局長/国会対策副委員長(安全保 障・消費者等担当)/ デジタル社会推進本部副 本部長/憲法改正推進本部事務局長/クールジャ パン戦略推進特別委員会事務局長ほか

■議員連盟

ライブ・エンタテインメント議連事務局長/再犯防 止議連事務局長/国民のための公認心理師制度 推進議連事務局長/国民医療を守る議員の会事 務局次長ほか